わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 企業協賛推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」と総称する。)を開催するにあたり、開催に係る機運の醸成や大会の周知、円滑な運営を図るために、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「実行委員会」という。)が行う企業協賛について、必要な事項を定める。

(名称等)

- 第2条 企業協賛の名称は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛」(以下「協賛」 という。)とする。
- 2 協賛金または物品を提供する企業・団体を「協賛企業」という。

(協賛の種類)

- 第3条 協賛の種類は、次のとおりとする。
 - (1) JAPAN GAMESパートナー 実行委員会に1,000万円以上の協賛金を提供する企業・団体等(以下「企業等」と いう。)
 - (2)オフィシャルスポンサー 実行委員会に500万円以上1,000万円未満の協賛金を提供する企業等
 - (3)オフィシャルサポーター 実行委員会に100万円以上500万円未満の協賛金を提供する企業等
 - (4)オフィシャルサプライヤー 実行委員会が指定する100万円以上相当の物品等を提供または貸与する企業等
 - (5)大会協力企業

実行委員会が指定する10万円以上100万円未満相当の物品等を提供または貸与する 企業等

(協賛の特典)

第4条 実行委員会は、協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

(協賛の募集期間)

- 第5条 協賛の募集期間は、原則として次のとおりとする。
 - (1) JAPAN GAMESパートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター 令和 4 年 8 月 7 日から令和 7 年 3 月 3 日まで
 - (2)オフィシャルサプライヤー、大会協力企業 令和4年8月7日から大会終了まで

(協賛の収納期間)

- 第6条 協賛金等の収納期間は、原則として次のとおりとする。
 - (1) JAPAN GAMESパートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター 契約の日から令和7年6月30日まで
 - (2)オフィシャルサプライヤー、大会協力企業 契約の日から大会終了まで

(協賛企業との契約)

第7条 実行委員会は、協賛企業と、協賛金の支払いまたは物品等の提供の時期および 特典内容等を明示した契約を締結する。

(協賛金等の受入れおよび使途)

第8条 協賛金等は、実行委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会の準備・運営に活用するものとする。

(補則)

- 第9条 会場地市町(実行委員会等含む)および競技団体が企業協賛制度を実施しようとする場合は、事前に実行委員会と協議を行うものとし、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛」と類似する名称を使用しないものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、協賛の推進に必要な事項は、別に定める

附則

この要綱は、令和4年8月7日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分	特典の内容
JAPAN GAMES	①「JAPAN GAMESパートナー」の呼称使用権
パートナー	②国民体育大会標章、大会愛称、大会マスコットの広告使用権
	③国民体育大会標章、大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権
	④開・閉会式会場内へのPR看板掲出
	⑤開・閉会式会場におけるPR・物販ブース出展権
	⑥開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出
	⑦開・閉会式会場内での自社商品・広告のサンプリング
	⑧競技会場内におけるPR看板掲出
	⑨屋外PR看板への企業・団体名の掲出
	⑩大会広報誌等への企業・団体名の掲載
	⑪大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定
	⑫総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
	⑬新聞、テレビ、ラジオ等への広告
	④輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体名の掲出
	⑤ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等に協賛できる権利
	⑯JAPAN GAMESパートナー独自の協賛内容
オフィシャル	①「オフィシャルスポンサー」の呼称使用権
スポンサー	②大会愛称、大会マスコットの広告使用権
	③大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権
	④開・閉会式会場内へのPR看板掲出
	⑤開・閉会式会場におけるPRブース出展権
	⑥開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出
	⑦開・閉会式会場内での自社商品・広告のサンプリング
	⑧屋外PR看板への企業・団体名の掲出
	⑨大会広報誌等への企業・団体名の掲載
	⑩大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定
	⑪総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
	⑩新聞、テレビ、ラジオ等への広告
	⑬輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体名の掲出
オフィシャル	①「オフィシャルサポーター」の呼称使用権
サポーター	②大会愛称、大会マスコットの広告使用権
	③大会愛称、マスコットのマーチャンダイジング権
	④屋外PR看板への企業・団体名の掲出
	⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定
	⑥総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載

オフィシャル	①「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用権
サプライヤー	②大会愛称、大会マスコットの広告使用権
	③屋外PR看板への企業・団体名の掲出
	④大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定
	⑤総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
	⑥提供物品等への企業・団体名の掲出
	※開・閉会式会場内および市町競技会場内での掲出は原則不可
大会協力企業	①「大会協力企業」の呼称使用権
	②大会愛称、大会マスコットの広告使用権
	③大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定(企業名のみ)
	④総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載(企業名のみ)
	⑤提供物品等への企業・団体名の掲出
	※開・閉会式会場内および市町競技会場内での掲出は原則不可